

諮問庁：国立大学法人奈良女子大学

諮問日：平成27年1月5日（平成27年（独情）諮問第1号）

答申日：平成28年8月3日（平成28年度（独情）答申第23号）

事件名：動物実験継続申請書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書12（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人奈良女子大学（以下「奈良女子大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成26年10月7日付け奈女大総第116号（以下「原処分」という。）による一部開示決定について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

原処分において、開示しないこととされた部分の一部について、以下の理由により、不開示の理由が適切でないと考えため、開示を求める。

ア 文書1の「使用動物名の一部」

平成26年11月20日付け法人文書開示決定通知書の補足について（以下「補足書」という。）によれば、不開示の根拠法条項は「法5条4号柱書き及びホ」、不開示とした理由は、「詳細な記述には、研究の独創性や独自性、着眼点などアイディアに相当する部分を含んでいることが認められ、一律に公にすることにより研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、研究の公正かつ能率的遂行を不当に阻害するおそれがあるため」とされているが、使用動物名の開示が何故、研究の適正な遂行に支障を及ぼすというまでのおそれがあるのか不明である。また、他の国立大学法人の開示状況に照らしても著しく不合理である。

イ 文書2の「使用動物名の一部、動物実験の目的、動物実験方法、実

験のカテゴリー，系統名」

補足書によれば，不開示の根拠法条項は「法5条4号柱書き，ホ及び法6条1項」，不開示とした理由は，「キーワードや詳細な記述には，研究の独創性や独自性，着眼点などアイディアに相当する部分を多く含んでいることが認められ，一律に公にすることにより研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，また，研究の公正かつ能率的遂行を不当に阻害するおそれがあるため」「動物実験の目的については，キーワードや詳細な記述を不開示情報として区別して墨塗りなどすると，該当部分を除いた部分は記述として意味をなさず，有意義な情報が記録されていないと認められるため，欄内全てを墨塗りとした」とされているが，選択式である実験のカテゴリーや実験方法が何故，研究の独創性や独自性，着眼点などアイディアに相当する部分を含むのか不明であるし，使用動物名の一部や系統名の開示についても，何故，研究の適正な遂行や能率的遂行を阻害するというまでのおそれがあるのか不明である。動物実験の目的については，研究のプライオリティーに係わる最小限のキーワードを墨塗りにすべきであって，全部を墨塗りにするのは過剰防衛であり，行政機関／独立行政法人の保有する情報を原則公開するという情報公開法の趣旨に反し，例外規定の乱用である。

また，動物実験は動物に著しい苦痛とストレスを与える行為であり，科学研究であるからといって無制限に行ってよいものではない。特に国立大学法人は市民の税金で運用されていることもあり，動物福祉に対する一般市民の懸念に応える義務がある。動物実験がなぜ，どんな動物を使って，どんな方法で，どれほどの苦痛を与えて行われたかは動物の倫理的な取扱いに関心を持つ一般市民の主要な関心事であり，不開示の部分はこれらに直接係わる事項であるため，なお一層開示すべき理由となる。

また，他の国立大学法人の開示状況に照らしても著しく不合理である。

ウ 文書2の「購入業者名の一部」

補足書によれば，不開示の根拠法条項は「法5条2号イ，4号柱書き及びホ」，不開示とした理由は，「当該購入業者から公開について明確な反対意見が出され，その理由が当該業者が正当な営業を妨害される現実の可能性にあることに鑑みれば，公にすることにより，当該業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるため」「当該業者の利益に支障が生じ，動物の取引が不可能又は困難になることにより，調査研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，また，調査研究の公正かつ能率的遂行を不当に阻害するおそれがあ

るため」とされているが、何故購入業者名を公開することが当該業者が正当な営業を妨害される現実の可能性があるのか、また、当該業者の利益に支障が生じるのか、全く不明である。購入業者名は、税金の使い道として、大学が購入する動物が不適切なところから仕入れていないかを市民がチェックしたり、法的規制がないために実態が把握されていない実験動物業者の国内の実態を市民が把握するために必要であり、不明瞭な理由による不開示は、情報公開法の例外規定の乱用である。また、他の国立大学法人の開示状況に照らしても著しく不合理である。

エ 文書5の「研究の成果の概要」

補足書によれば、不開示の根拠法条項は「法5条4号柱書き、ホ及び法6条1項」、不開示とした理由は、「キーワードや詳細な記述には、研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアに相当する部分を多く含んでいることが認められ、一律に公にすることにより研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、研究の公正かつ能率的遂行を不当に阻害するおそれがあるため」「キーワードや詳細な記述を不開示情報として区別して墨塗りなどすると、該当部分を除いた部分は記述として意味をなさず、有意義な情報が記録されていないと認められるため、欄内全てを墨塗りとした」とされているが、不開示情報については、研究のプライオリティーに係わる最小限のキーワードを墨塗りにすべきであって、全部を墨塗りにするのは過剰防衛であり、行政機関／独立行政法人の保有する情報を原則公開するという情報公開法の趣旨に反し、例外規定の乱用である。研究の成果は動物の犠牲と税金の使い道が、それぞれのコストに見合った成果を出しているかどうかを市民がチェックするために必要であり、開示すべき重要事項である。また、他の国立大学法人の開示状況に照らしても著しく不合理である。

オ 文書8の「研究課題、研究の成果の概要」

上記エに同じ。

(2) 意見書

ア 文書1及び文書2について

(ア) 諮問庁の理由説明書によれば、「選択式である実験のカテゴリーや実験方法、使用動物名の一部や系統名、であっても、個々の情報のみでは差支えない情報であるかもしれないが、複数の情報を組み合わせることにより研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアに相当する部分を推し量ることができるおそれがあるものであり、法5条4号柱書き及びホに該当すると判断した。」とのことであるが、そうであるならば、少なくとも選択式の項目（実験のカテゴリ

ー及び実験方法)は例えそれらを組み合わせたとしても、研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアには全く相当しないはずであるから(添付資料(動物実験計画審査願フォーマット)参照)、全面開示すべきであって、残りの項目(動物実験の目的、使用動物名、系統名)についても後述の理由により、一部を除いて開示すべきである。なお、選択式の項目だけでも調査・統計を行うために異議申立人にとっては十分意味をなすし、重要な意義がある。

(イ) 諮問庁の理由説明書によれば、「系統名については購入業者がわかるものであり、公にすることにより、当該業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるため法5条2号イにも該当する。」とのことであるが、後述の理由により、全面開示すべきである。

(ウ) 諮問庁の理由説明書によれば、「選択式である実験のカテゴリーや実験方法、使用動物名の一部と同様に複数の情報を組み合わせることにより研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアに相当する部分を押し量ることができるおそれがあるものを含むキーワードを墨塗りにしたところ、該当部分を除いた部分は公開する意味をなさないものとなったため、法6条1項に該当すると判断し、全てを墨塗りにした。」とのことであるが、これまでに同様の開示請求を行ってきた10機関以上の国立大学法人において、今回の当該諮問庁のように、全ての実験計画書において、実験のカテゴリーや実験方法、動物実験の目的、系統名のそれぞれ全部及び使用動物名の大部分を墨塗りにしたケースはなく、このようなケースは当該諮問庁が初めてである。

他の国立大学法人においては、研究のプライオリティーに係わる一部が墨塗りで、あっても、必ずしも該当部分を除いた部分が意味をなさないものではなく、調査・統計を行うために異議申立人にとって十分に意味のあるものが多数であった。よって当該諮問庁が「該当部分を除いた部分は公開する意味をなさないものとなった」としているのは、異議申立人が該当部分が墨塗りで読めないことをいいことに大げさな主張をしているか、若しくは真に理由のある部分のみを墨塗りにする努力を怠っているかどちらかであることが強く疑われる。また、もしそのような主張を認めてしまえば、「研究のアイデアに相当する」と主張しさえすれば、不当にそれ以外の部分についても非開示にすることを認めることになり、国民の知る権利が著しく阻害されるおそれがある。

したがって、選択式の項目(実験のカテゴリー及び実験方法)については既述の理由から全面開示すべきであるし、記述式の項目

(動物実験の目的, 使用動物名, 系統名)についても研究のプライオリティーに係わる真に最小限のキーワードを除いて開示すべきである。

(エ) 諮問庁の理由説明書によれば、「検討中に本学から各購入業者に開示の可否を問い合わせたのに対し、当該購入業者からは、「実験動物を取り扱う企業、個人に脅威を与える個人、団体が存在することは事実であり、社名等の開示により、正当な利益が害されるおそれが生じる。」「動物実験を反対する個人又は団体（各種愛護団体を含む）によって動物生産・販売会社等が標的となり強い圧力（株主、融資元、原料供給元等も標的とする圧力）を受け、倒産の危機に追い込まれた実例がある。社名及び動物の系統が開示されることは、会社そのものの存続危機に発展するおそれがある。」「動物愛護団体の一部過激派グループに情報が渡り、当社がターゲットにされ業務妨害及び従業員、その家族に対する危害を加えられるおそれが否定できない。」などの明確な反対意見があり、公にすることにより、当該業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるため法5条2号イに該当すると判断した。」とのことであるが、まず、「実験動物を取り扱う企業、個人に脅威を与える個人、団体が存在することは事実であり、社名等の開示により、正当な利益が害されるおそれが生じる。」については、そもそも動物実験を行っている企業や大学は情報公開を行うことが文科省・厚労省・農水省の指針等で定められており、そのためこれらの企業や大学はインターネット等を介していくらかでも容易に特定することができる。

また、論文等を見れば動物実験を実施している個人名や所属も容易に特定することができる。にも関わらず、これらの企業や大学、個人が脅威にさらされ、正当な利益を害されているなどという話は国内ではほとんど聞いたことがない。そうすると、これらの企業や大学、個人は動物実験を行っていることについて日常的に名前が晒されているにも関わらず、さして問題なく運用され、情報公開も行っているのに対し、なぜ実験動物を供給する業者だけが過剰に名前が出ることを心配せねばならないのかが全く不明である。そもそも実験動物供給業者であっても、インターネットで検索すればいくらかでも企業名や所在地は出てくるのであって、今さら名前が出ることをおそれるというのは合理的ではない。

さらに、平成25年に改正された環境省告示「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」は実験動物供給業者も対象であるが、「管理者は、定期的に、本基準及び本基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法によ

り公表すること。」とされている。

したがって仮に供給業者がインターネット等で情報を公開していないとすれば、むしろ環境省の告示違反であって、社名を出したくないなどという言い分は、時代遅れで独りよがりな考え以外の何物でもない。その言い分を大学が認めることは、時代の流れに逆行し、実験動物の自主管理体制や、「実験動物の適正な飼養保管」に関する監督官庁の意向に反することを手助けするものである。さらに付け加えるならば、そこまでして実験動物の供給元を殊更に隠すという行為は、大学が実は正規の業者ではなく、法令違反等の社会的に不適切なルート（野生鳥獣や猫獲り業者等）から実験動物を入手しているのではないかとの疑いも招くことになる。それらの行為が行われていないかどうかを市民が監視することは健全な社会形成のために必要なことであり、少なくとも税金で運営される大学はそれに協力する義務があると考えべきである。

(オ) また、「動物実験を反対する個人又は団体（各種愛護団体を含む）によって動物生産・販売会社等が標的となり強い圧力（株主、融資元、原料供給元等も標的とする圧力）を受け、倒産の危機に追い込まれた実例がある。社名及び動物の系統が開示されることは、会社そのものの存続危機に発展するおそれがある。」とのことであるが、おそらくこれは海外の事例であると思われる。国内の事例であるならば具体的にどの事例であるのか明確にしてもらいたい。海外の少数の事例を持ち出して、殊更に「存続危機に発展」などと大げさに主張するのは噴飯ものであって、不当な言い分と言わざるをえない。

「動物愛護団体の一部過激派グループに情報が渡り、当社がターゲットにされ業務妨害及び従業員、その家族に対する危害を加えられるおそれが否定できない。」についてもこれまで述べてきたことと同じである。

イ 文書5及び文書8について

諮問庁の理由説明書によれば、「動物実験の目的と同様に複数の情報を組み合わせることにより研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアに相当する部分を推し量ることができるおそれがあるものを含むキーワードを墨塗りにしたところ、該当部分を除いた部分は公開する意味をなさないものとなったため、法6条1項に該当すると判断し、全てを墨塗りとした。」とのことであるが、これについても上記アで既述した意見と同じである。

(添付資料省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書における不開示部分と不開示とした理由について

(1) 文書1及び文書2について

ア 使用動物名の一部，動物実験の目的，動物実験方法，実験のカテゴリー，系統名については，キーワードや詳細な記述には，研究の独創性や独自性，着眼点などアイディアに相当する部分を多く含んでいることが認められ，一律に公にすることにより研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，また，研究の公正かつ能率的遂行を不当に阻害するおそれがあるため法5条4号柱書き及びホにより不開示とした。

イ 動物実験の目的については，キーワードや詳細な記述を不開示情報として区別して墨塗りなどすると，該当部分を除いた部分は記述として意味をなさず，有意義な情報が記録されていないと認められるため，法6条1項により欄内全てを墨塗りとした。

ウ 購入業者名の一部について，当該購入業者から公開について明確な反対意見が出され，その理由が当該業者が正当な営業を妨害される現実の可能性にあることに鑑みれば，公にすることにより，当該業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるため法5条2号イにより不開示とした。

エ また，当該業者の利益に支障が生じ，動物の取引が不可能又は困難になることにより，調査研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，また，調査研究の公正かつ能率的遂行を不当に阻害するおそれがあるため，法5条4号柱書き及びホにより不開示とした。

(2) 文書5及び文書8について

ア 研究課題，研究の成果の概要について，キーワードや詳細な記述には，研究の独創性や独自性，着眼点などアイディアに相当する部分を多く含んでいることが認められ，一律に公にすることにより研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，また，研究の公正かつ能率的遂行を不当に阻害するおそれがあるため法5条4号柱書き及びホにより不開示とした。

イ なお，キーワードや詳細な記述を不開示情報として区別して墨塗りなどすると，該当部分を除いた部分は記述として意味をなさず，有意義な情報が記録されていないと認められるため，法6条1項により欄内全てを墨塗りとした。

2 異議申立人の主張について

(1) 文書1及び文書2について

ア 使用動物名の一部，動物実験の目的，動物実験方法，実験のカテゴリー，系統名について，異議申立人は「選択式である実験のカテゴリーや実験方法が何故，研究の独創性や独自性，着眼点などアイディアに相当する部分を含むのか不明であるし，使用動物名の一部や系統名

の開示についても、何故、研究の適正な遂行や能率的遂行を阻害するというまでのおそれがあるのか不明である。」と主張する。

しかしながら、選択式である実験のカテゴリーや実験方法、使用動物名の一部や系統名であっても、個々の情報のみでは差し支えない情報であるかもしれないが、複数の情報を組み合わせることにより研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアに相当する部分を押し量ることができるおそれがあるものであり、法5条4号柱書き及びホに該当すると判断した。

また、系統名については購入業者がわかるものでもあり、公にすることにより、当該業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるため法5条2号イにも該当する。

イ また、異議申立人は「動物実験の目的については、研究のプライオリティーに係わる最小限のキーワードを墨塗りにすべきであって、全部を墨塗りにするのは過剰防衛であり、行政機関／独立行政法人の保有する情報を原則公開するという情報公開法の趣旨に反し、例外規程の乱用である。」と主張する。

しかしながら、選択式である実験のカテゴリーや実験方法、使用動物名の一部と同様に複数の情報を組み合わせることにより研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアに相当する部分を押し量ることができるおそれがあるものを含むキーワードを墨塗りにしたところ、該当部分を除いた部分は公開する意味をなさないものとなったため、法6条1項に該当すると判断し、全てを墨塗りとした。

ウ 購入業者名の一部について、異議申立人は「何故購入業者名を公開することが正当な営業を妨害される現実の可能性があるのか、また、当該業者の利益に支障が生じるのか、全く不明である。」と主張する。

しかしながら、検討中に本学から各購入業者に開示の可否を問い合わせたのに対し、当該購入業者からは、「実験動物を取り扱う企業、個人に脅威を与える個人、団体が存在することは事実であり、社名等の開示により、正当な利益が害されるおそれが生じる。」「動物実験を反対する個人又は団体（各種愛護団体を含む）によって動物生産・販売会社等が標的となり強い圧力（株主、融資元、原料供給元等も標的とする圧力）を受け、倒産の危機に追い込まれた実例がある。社名及び動物の系統が開示されることは、会社そのものの存続危機に発展するおそれがある。」「動物愛護団体の一部過激派グループに情報が渡り、当社がターゲットにされ業務妨害及び従業員、その家族に対する危害を加えられるおそれが否定できない。」などの明確な反対意見があり、公にすることにより、当該業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるため法5条2号イに該当する

と判断した。

(2) 文書5及び文書8について

研究課題，研究成果の概要について，異議申立人は「不開示情報については，研究のプライオリティーに係わる最小限のキーワードを墨塗りにすべきであって，全部を墨塗りにするのは過剰防衛であり，行政機関／独立行政法人の保有する情報を原則公開するという情報公開法の趣旨に反し，例外規程の乱用である。」と主張する。

しかしながら，動物実験の目的と同様に複数の情報を組み合わせることにより研究の独創性や独自性，着眼点などアイデアに相当する部分を押し量ることができるおそれがあるものを含むキーワードを墨塗りにしたところ，該当部分を除いた部分は公開する意味をなさないものとなったため，法6条1項に該当すると判断し，全てを墨塗りとした。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成27年1月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 同年2月2日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成28年7月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年8月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書は，別紙に掲げる文書1ないし文書12であり，処分庁は，その一部を法5条1号，2号，3号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行ったが，その後，処分庁は，補足書により，原処分において不開示とした部分の根拠条項について「法5条1号，2号，3号及び4号」から「法5条1号，2号イ，3号並びに4号柱書き，ロ及びホ」に変更した。

異議申立人は，原処分において不開示とされた部分のうち，別表の1欄に掲げる不開示部分①ないし不開示部分⑧（以下，併せて「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして，原処分の取消しを求めているが，これに対し，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書について

ア 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，動物実験に伴い研究者が作成する文書等について確認させたところ，諮問庁は以下のとおり

説明する。

- (ア) 奈良女子大学では、「動物の愛護及び管理に関する法律（法律第105号）」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示第71号）」（以下、併せて「法令」という。）に沿って「奈良女子大学における動物実験等に関する指針」（以下「指針」という。）及び「奈良女子大学動物実験委員会規則」（以下「規則」という。）を定めており、研究者が新たに行う動物実験にあつては「動物実験計画審査願（動物実験計画書）」（以下「審査願」という。）（文書2）を、複数年に渡る動物実験にあつては年度ごとに「動物実験継続申請書」（以下「継続申請書」という。）（文書1）を学長へ提出し、動物実験委員会において、審査願及び継続申請書の内容が法令、指針及び規則に則ったものであるか審議を行った上で、実施の承認又は却下の判断を行っている。
- (イ) 動物実験の実施が承認された研究者は、法令、指針及び規則に則って動物実験を行い、動物実験終了後に「動物実験終了報告書」（以下「終了報告書」という。）（文書5）を学長へ提出し、動物実験委員会において、必要に応じ助言を行っている。
- イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、文書1、文書2及び文書5は、上記アにおいて諮問庁が説明するとおり、学長に提出された審査願、継続申請書及び終了報告書、文書3、文書4及び文書6ないし文書9は、動物実験委員会の審議の過程で作成された文書、文書10は、研究者の教育訓練を目的に開催された教育実習報告、文書11は、動物実験委員会の委員の名簿、文書12は、動物の種類及び飼育頭数が記載されている飼育動物一覧の文書であることが認められる。
- (2) 本件不開示部分について
当審査会において、本件不開示部分（不開示部分①ないし不開示部分⑧）を見分したところ、(i) 不開示部分①ないし不開示部分⑤、不開示部分⑦及び不開示部分⑧は、動物実験に係る「使用動物の系統名等、目的、方法、カテゴリー、研究の成果の概要及び研究課題」が記載されている部分、(ii) 不開示部分⑥は、動物実験に使用された動物実験に用いている動物の納入業者の法人名（以下「民間事業者」という。）が記載されている部分であることが認められる。
- (3) 不開示情報該当性について
ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示部分を不開示とした理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のと

おり説明する。

(ア) 奈良女子大学において平成22年度までに公表した動物実験に係る情報はないが、平成23年度ないし平成25年度は、動物実験を新たに開始する際に動物実験計画新規審査願一覧として公開することをあらかじめ前提にした上で「所属学部、課題名及び実験実施期間」に係る情報を、また、飼育動物一覧として「哺乳類と爬虫類それぞれの動物種及び飼育頭数」に係る情報をそれぞれホームページにおいて公表していたところ、「課題名及び実験実施期間」に係る情報は、同分野の他の研究者であれば研究の着眼、構想、独創性や独自性の推測が可能なが判明したため、平成26年度以降「課題名及び実験実施期間」に係る情報は、公表していない。

なお、本件不開示部分に記載されている情報を公にした事実はない。

(イ) 不開示部分①ないし不開示部分⑤、不開示部分⑦及び不開示部分⑧について

a 当該不開示部分には、「使用動物の系統名等、目的、方法、カテゴリー、研究の成果の概要及び研究課題」といった動物実験の具体的な情報が記載されており、同分野の他の研究者であれば当該不開示部分のいずれかの情報のみであっても研究の着眼、構想、独創性や独自性の推測が可能である。

そのため、当該不開示部分に記載されている情報が公になると他の研究者に模倣されたり、先に実施されてしまうなどして、奈良女子大学の研究者の今後の研究活動の停滞や研究の中止等が余儀なくされたりするおそれがあり、ひいては奈良女子大学の研究に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（法5条4号柱書き）及び調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（同号ホ）がある。

b なお、異議申立人は、文書2の不開示部分のうち選択式の項目部分について、「選択式の項目（実験のカテゴリー及び実験方法）は例えそれらを組み合わせたとしても、研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアには全く相当しないはずである」ことから開示すべきである旨主張するが、原処分において開示した部分と不開示とした選択式の項目部分を組み合わせることにより、上記aで説明したとおり、同分野の他の研究者であれば研究の着眼、構想、独創性や独自性の推測が可能となることから、選択式の項目部分を開示することはできない。

(ウ) 不開示部分⑥について

a 当該不開示部分には、民間事業者の情報が記載されているが、

動物実験に反対する個人又は団体によって英国の動物の納入業者が倒産の危機に追い込まれた実例や国内で動物実験を行っている機関に不当侵入した実例が報道されていることから、その法人名の開示に全ての民間事業者から強い反対意見が示されている。

- b 当該不開示部分に記載されている情報が公になると、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（法5条2号イ）があり、その法人名を開示されることを懸念して民間事業者が奈良女子大学への動物の納入の取引停止又は取引中止をするおそれがあり、ひいては奈良女子大学の研究に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（同条4号柱書き）及び調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（同号ホ）がある。

イ 以下、検討する。

（ア）不開示部分①ないし不開示部分⑤、不開示部分⑦及び不開示部分⑧について

- a 当該不開示部分に記載されている情報が公になると他の研究者に模倣されたり、先に実施されてしまうなどして、奈良女子大学の研究者の今後の研究活動の停滞や研究の中止等が余儀なくされたりするおそれがあり、ひいては奈良女子大学の研究に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記ア（イ）aの諮問庁の説明は否定し難い。

また、文書2の不開示部分のうち選択式の項目部分について、原処分において開示した部分と不開示とした選択式の項目部分を組み合わせることにより、同分野の他の研究者であれば研究の着眼、構想、独創性や独自性の推測が可能となる旨の上記ア（イ）bの諮問庁の説明も否定し難い。

- b したがって、不開示部分①ないし不開示部分⑤、不開示部分⑦及び不開示部分⑧は、法5条4号柱書きに該当し、同号ホについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（イ）不開示部分⑥について

- a 当該不開示部分に記載されている情報が公になると、その法人名を開示されることを懸念して民間事業者が奈良女子大学への動物の納入の取引停止又は取引中止をするおそれがあり、ひいては奈良女子大学の研究に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記ア（ウ）bの諮問庁の説明は否定し難い。

- b したがって、不開示部分⑥は、法5条4号柱書きに該当し、同条2号イ及び4号ホについて判断するまでもなく、不開示とした

ことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、3号並びに4号柱書き、ロ及びホに該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イ及び4号ホについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 動物実験継続申請書（平成 23 年度及び平成 24 年度）
- 文書 2 動物実験計画審査願（平成 23 年度及び平成 24 年度）
- 文書 3 動物実験委員会委員の回答書（平成 23 年度及び平成 24 年度）
- 文書 4 動物実験委員会委員の回答メール（平成 23 年度）
- 文書 5 動物実験終了報告書（平成 23 年度及び平成 24 年度）
- 文書 6 （メール会議）動物実験委員会の開催について（平成 23 年度及び平成 24 年度）
- 文書 7 動物実験委員会議題（平成 23 年度及び平成 24 年度）
- 文書 8 動物実験終了報告書一覧及び動物実験終了報告書（平成 22 年度及び平成 23 年度）
- 文書 9 動物実験委員会の開催について（平成 23 年度及び平成 24 年度）
- 文書 10 動物実験実施及び飼養者の教育実習報告（平成 23 年度及び平成 24 年度）
- 文書 11 動物実験委員会名簿（平成 23 年度及び平成 24 年度）
- 文書 12 飼育動物一覧（平成 23 年度及び平成 24 年度）

別表（本件不開示部分，原処分における根拠条文，補足書に記載されている不開示とした理由及び根拠条文）

| 1 本件不開示部分 | 2 原処分における根拠条文 | 3 補足書に記載されている不開示とした理由 | 4 補足書に記載されている根拠条文 |
|----------------------------------|------------------|---|----------------------|
| 不開示部分① ・ 文書1及び文書2の「使用動物名」欄の一部 | 法5条4号 | a 詳細な記述には，研究の独創性や独自性，着眼点などアイデアに相当する部分を含んでいることが認められ，一律に公にすることにより研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，また，研究の公正かつ能率的遂行を不当に阻害するおそれがあるため。 | 法5条4号柱書き及びホ |
| 不開示部分② ・ 文書2の「動物実験の目的」欄 | 法5条4号 | b キーワードや詳細な記述には，研究の独創性や独自性，着眼点などアイデアに相当する部分を多く含んでいることが認められ，一律に公にすることにより研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，また，研究の公正かつ能率的遂行を不当に阻害するおそれがあるため。 c キーワードや詳細な記述を不開示情報として区別して墨塗りなどすると，該当部分を除いた部分は記述として意味をなさず，有意義な情報が記録されていないと認められるため。 | 法5条4号柱書き及びホ |
| 不開示部分③ ・ 文書2の「動物実験方法」欄 | 法5条4号 | 上記bに同じ。 | 法5条4号柱書き及びホ |
| 不開示部分④ ・ 文書2の「実験のカテ | 法5条4号 | 上記bに同じ。 | 法5条4号柱書き及びホ |

| | | | |
|--|-----------|--|-------------------------|
| ゴリー」欄 | | | |
| 不開示部分⑤ ・ 文書 2 の「系統名，購入業者（分与機関）名」欄の系統名が記載されている部分 | 法 5 条 4 号 | 上記 b に同じ。 | 法 5 条 4 号柱書き及びホ |
| 不開示部分⑥ ・ 文書 2 の「系統名，購入業者（分与機関）名」欄の購入業者名が記載されている部分 | 法 5 条 2 号 | d 当該購入業者から公開について明確な反対意見が出され，その理由が当該業者が正当な営業を妨害される現実の可能性にあることに鑑みれば，公にすることにより，当該業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるため。 e 当該業者の利益に支障が生じ，動物の取引が不可能又は困難になることにより，調査研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり，また，調査研究の公正かつ能率的遂行を不当に阻害するおそれがあるため。 | 法 5 条 2 号イ並びに 4 号柱書き及びホ |
| 不開示部分⑦ ・ 文書 5 及び文書 8 の「研究の成果の概要」欄 | 法 5 条 4 号 | 上記 b 及び c に同じ | 法 5 条 4 号柱書き及びホ |
| 不開示部分⑧ ・ 文書 8 の「研究課題」欄 | 法 5 条 4 号 | 上記 b 及び c に同じ | 法 5 条 4 号柱書き及びホ |